

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて

1. 概要

軽度者に対する福祉用具貸与については、その状態像から使用が想定しにくいとして、原則貸与対象外となる種目（以下「対象外種目」といいます。）が定められています。

ただし、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される場合は、対象外種目であっても例外的に給付することができると規定されています。

2. 対象外種目（例外給付対象種目）

◇**要支援1・2**及び**要介護1**の方の対象外種目

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）

◇**要支援1・2**及び**要介護1～3**の方の対象外種目

自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）

3. 算定可否の判断（老企第36号第2の9（2））

利用者等告示第31号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定（介護予防）福祉用具貸与費（以下「福祉用具貸与費」といいます。）の算定が可能であり、その判断については次のとおりと規定されています

（1）基本調査の結果による判断

原則として文末の表1の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成11年厚生省告示第91号）別表第一の調査票のうち基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断するものとされています。

（2）該当する基本調査結果がない場合の判断

表1の中で、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護（介護予防）支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」といいます。）が判断することとなります。

なお、この判断の見直しについては、居宅（介護予防）サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととされています。

（３）市町村の確認による判断

前（１）（２）に関わらず、次の i）から iii）までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができるとされています。

この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員（職員）が聴取した居宅（介護予防）サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えありません。

i）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者

（例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象）

ii）疾病その他の原因により、状態が急送に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者

（例 がん末期の急速な状態悪化）

iii）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

4. 例外給付の手続き

（１）基本調査の結果による判断

福祉用具貸与が必要な理由を居宅サービス計画に記載し、必要に応じて随時、サービス担当者会議を行い、福祉用具貸与の必要性を判断してください。（浦添市への確認依頼書の提出は不要です。）

（２）該当する基本調査結果がない場合の判断

主治の医師から得た情報および福祉用具専門相談員等のほか軽度者の状態像などについて適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を行い、福祉用具貸与の必要性を判断してください。（浦添市への確認依頼書の提出は不要です。）

（３）市町村の確認による判断

医師の医学的な所見を確認し、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨を判断してください。担当者会議開催後に、浦添市いきいき高齢支援課介護給付係に次の書類を提出してください。書類提出日より保険給付開始となります。提出が遅れる場合は連絡をお願いします。

- ・ 軽度者に係る福祉用具貸与費の例外給付の確認依頼書
- ・ 居宅（介護予防）サービス計画書 1～4 表の写し

<注意点>

1. やむを得ない事情により確認依頼前に福祉用具貸与が必要なときは、事前にお問い合わせください。
2. 暫定期間中、軽度者になる可能性のある利用者への福祉用具貸与が必要な場合は、例外給付の手続きが必要です。新規申請時はもちろん、区分変更申請時や更新申請中に有効期限が切れる場合も、改めて例外給付の手続きが必要となりますのでご注意ください。その際、浦添市への確認依頼が必要なときは暫定プランを添付してください。

--- お問い合わせ先 ---
浦添市 いきいき高齢支援課 介護給付係 福祉用具貸与担当 098-876-1291 (内線 3592, 3593)

【表 1】

対象外種 目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する 基本調査の結果
ア 車い す及び車 いす付属 品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1－7 「3. できない」 ※ 4. 例外給付の手続き「(2) 該当する基本調査結果がない場合の判断」が必要です。(浦添市への確認依頼書の提出は不要です。)
イ 特殊 寝台及び 特殊寝台 付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起き上がりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1－4 「3. できない」 基本調査 1－3 「3. できない」
ウ 床ず れ防止用 具及び体 位変換機	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1－3 「3. できない」
エ 認知 症老人徘徊感知機 器	次の <u>いずれにも</u> 該当する者	
	(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3－1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3－2～基本調査 3－7 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査 3－8～基本調査 4－15 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2－2 「4. 全介助」以外
オ 移動 用リフト (つり具 の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1－8 「3. できない」 基本調査 2－1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 ※ 4. 例外給付の手続き「(2) 該当する基本調査結果がない場合の判断」が必要です。(浦添市への確認依頼書の提出は不要です。)
カ 自動 排泄処理 装置	次の <u>いずれにも</u> 該当する者	
	(一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2－6 「4. 全介助」 基本調査 2－1 「4. 全介助」